

事業所税申告の手引

奈良市

【事業所税の申告書提出と問合せ先】

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部市民税課課税第二係 事業所税担当
電話0742-34-4725（直通）

は じ め に

事業所税は、都市における道路、公園、上下水道の整備や都市環境の改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

大都市の行政サービスと企業活動との受益関係に着目し、そこに所在する事務所、事業所に対して、その事業活動の大きさの指標となる床面積又は給与総額という外形を課税標準として課税するものです。

この「事業所税の手引」では、事業所税の基本的な概要などを掲載しておりますので、事業所税の申告書を作成する際の参考にしてください。

事業所税の概要		
課 税 区 分	資産割	従業者割
課 税 対 象	事業所等において法人又は個人が行う事業	
納 税 義 務 者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課 税 標 準	事業所床面積（課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の床面積）	課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額
税 率	1 ㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25
免 税 点	事業所床面積1,000㎡以下	従業者数100人以下
課 税 標 準 の 算 定 期 間	〔法人〕 事業年度 〔個人〕 課税期間（1月1日～12月31日）	
申告納付期限	〔法人〕 事業年度終了の日から2ヶ月以内 〔個人〕 翌年の3月15日まで	

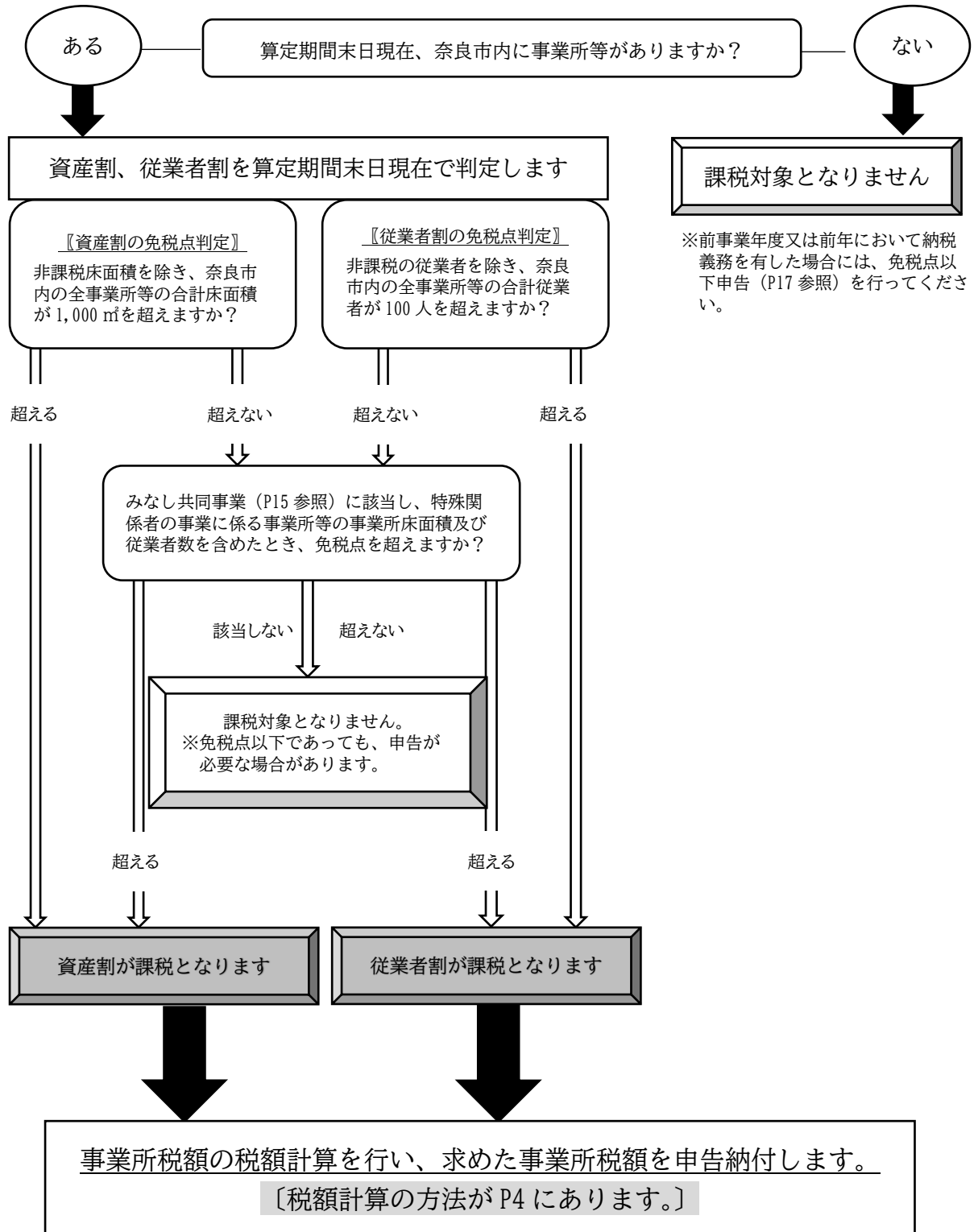
事業所税課税団体一覧表（令和3年4月1日現在）	
1	東京都（特別区の存する区域）
2	地方自治法第252条の19第1項に規定する「指定都市」：20市 札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
3	首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市：3市 川口市、武蔵野市、三鷹市
4	近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市：5市 守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
5	人口30万人以上の政令で指定する市：48市 旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

目 次

事業所税の申告の流れ	3
【免税点判定（納税義務の有無）】	
【事業所税額の計算方法】	
第1 事業所税の課税の仕組みについて	5
1 課税対象	5
2 納税義務者	5
3 課税標準	7
4 税率	11
5 免税点	11
6 非課税措置	12
7 課税標準の特例措置	13
8 減免	14
9 みなし共同事業	15
第2 事業所税の申告と納付について	17
1 申告と納付について	17
2 事業所税の修正申告及び更正請求等について	18
3 端数の取扱いについて	19
【別表1】用途非課税対象施設一覧表	21
【別表2】課税標準の特例対象施設一覧表	25
【別表3】減免対象施設一覧表	26

事業所税の申告の流れ

【免税点判定（納税義務の有無）】



【事業所税額の計算方法】

【課税標準となる事業所床面積（従業者給与総額）の計算】

（資産割）事業所床面積合計－非課税床面積－控除床面積＝課税標準床面積（㎡）

（従業者割）従業者給与総額－非課税給与総額－控除給与総額＝課税標準給与総額（円）

※資産割の課税標準床面積は、1㎡の100分の1未満を切捨て

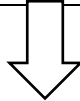
※従業者割の課税標準給与総額は、1,000円未満を切捨て



【資産割額（従業者割額）の計算】

（資産割額）課税標準床面積（㎡）×600（円/㎡）

（従業者割額）課税標準給与総額（円）×0.25/100



【事業所税額の計算】

資産割額＋従業者割額＝事業所税額（円）

※合算後に100円未満を切捨て

第1 事業所税の課税の仕組みについて

1 課税対象

事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業に対して課税されます。

(1) 事業所等

事業所等とは、事務所又は事業所をいい、自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場などのほか、これらに附属する倉庫、材料置場、作業場、ガレージなども事業所等の範囲に含まれます。なお、無人倉庫などの人的設備のない施設であっても、これらを管理する事業所等が市域の内外を問わず存する限り、事業所等に該当します。

〔事業所等に該当しないものの例〕

社宅、社員寮などの住宅	人の居住の用に供するものであるため、事業所等として扱いません。
設置期間が2～3ヶ月程度の仮事務所、仮小屋など	事業の継続性がないため、事業所等として扱いません。
設置期間が1年未満の建設業における現場事務所等の臨時的かつ移動性を有する仮設建築物	事業の継続性がないことと、建設工事に伴う現場事務所等については、事業所等として扱いません。

(2) 事業所等において行われる事業

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る全ての経済活動をいいます。したがって、本来の事業のほか、これに関連して行われる付随的な事業も事業に含まれます。

事業所等において行われる事業とは、事業所等の家屋又はその区画内で行われるものをいうほか、その区画外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

2 納税義務者

納税義務者は、奈良市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

納税義務者は、申告納付の方法により、自ら納付すべき事業所税の税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務があります。なお、事業所用家屋の一部又は全部を貸し付けている場合は、所有者（貸主）ではなく、その借受人（現にそこで事業を行っている方）が納税義務者となります。

(1) 事業所用家屋を貸し付けている場合（貸しビル等）

貸しビル等については、所有者ではなく、入居者が事業所税の納税義務者となりますが、事業所用家屋を他者に貸し付けている者（転貸している者を含む。）は、その貸し付け部分に係る事業所税の納税義務はありませんが、その部分の床面積や貸付先などの必要な事項について申告する義務があり、「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」を提出していただくことになっています。当該申告内容に変更があった場合も提出をお願いします。申告期限は、当該貸付けを行った日から30日以内となっています。

貸しビル等の空室部分は、現に事業所等の用に供されていないため、課税対象とはなりません。貸しビル等の所有者又は管理者が当該貸しビル内に自らの事業を行うための事業所等を有する場合は、その納税義務を負うことになります。また、当該貸しビル等の所有者が当該ビルの管理を行っている場合は、ビルの管理要員室や管理用品倉庫等の管理のための施設は、当該貸しビル等の所有者が納税義務者となります。

※貸しビル等に設置されている駐車場については、当該駐車場を管理・運営するものが納税義務者となります。ただし、駐車場利用者が駐車場所を特定し、専用で使用する部分については、当該駐車場を専用で使用する者が納税義務者となります。

(2) 人格のない社団等の場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなされ、納税義務者となります。ただし、非収益事業は非課税となります。

(3) 清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて事業所税の納税義務者となります。

(4) 事業を行う者が単なる名義人の場合

法律上、事業所等において事業を行うと見られる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っているとは認められる場合は、事実上その事業を行っている者が事業所税の納税義務者となります。

(5) 共同事業を行う場合

共同事業を行う場合には、各共同事業者の課税標準は個々に算定して申告することになりますが、各々連帯納税義務が課されます。

この場合の各共同事業者の課税標準は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額に、損益分配の割合（当該割合が定められていない場合には、その者の出資の額に应ずる割合）を乗じて得た面積又は金額となります。また、免税点の判定も同様となります。

(6) みなし共同事業

特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社）と、その特殊関係者を有する者（特殊関係者を有する法人又は個人）が同一家屋内で事業を行う場合、特殊関係者の行う事業を両者の共同事業とみなして、連帯納税義務が課されます。（※「同一家屋」とは、原則として同一棟内をいい、同一敷地内であっても、構造上別棟の建物で事業を行う場合は、みなし共同事業には該当しません。）

したがって、特殊関係者の行う事業は単独で免税点判定を行います。特殊関係者を有する者となった場合には、その者の事業と特殊関係者の事業を合算して免税点判定を行うこととなります。

ただし、課税標準の算定については、いずれの場合も合算せずに単独で行います。

特殊関係者及び免税点の判定等について詳しくは、後述の「9 みなし共同事業」(P15)を参照してください。

3 課税標準

免税点を超える事業者の方は、課税標準を算定します。

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と従業者給与総額を課税標準とする従業者割とで構成され、その合計額により課税されます。各々の課税標準の算出は、奈良市内の全ての事業所等を合算して行います。

課税標準の算定期間は、法人の場合については事業年度、個人の場合については個人に係る課税期間（その年の1月1日から12月31日まで）となります。

※課税標準の算定期間の月数が12ヶ月を満たない場合や、課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設・廃止の場合の課税標準については、月割計算により算定します。

(1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における奈良市内に所在する全ての事業所等の合計事業所床面積となります。

ア 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいい、その算定方法は、事業所用家屋の各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により1㎡を単位として計算（1㎡の100分の1未満切捨て）します。登記と現況が異なる場合は、現況床面積を事業所床面積とします。事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。

事業所税における「家屋」とは、固定資産税における「家屋」の意義と一致します。したがって、不動産登記法の建物とも原則として意義を同じくしますが、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的にとする用途に供し得る状態にあるものであれば、未登記の物件も事業所税の課税対象となります。

イ 共用部分がある場合の取扱い

一の事業所用家屋を2以上の事業者が使用している場合などで、当該事業所用家屋に共用部分（廊下、階段、ビル塔屋、エレベーター、パイプスペース、機械室、電気室等）があるときは、それぞれの事業者の事業所床面積について次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の事業所部分の床面積（専用部分の床面積）}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{当該事業者の事業所部分の床面積（専用部分の床面積）}}}{\boxed{\text{専用部分の床面積の合計}}}$$

※貸しビル等における共用床面積については、賃貸借契約書等に面積の記載がない場合がありますが、事業所床面積に算入されますので、不明な場合は、貸しビル等の所有者に確認等をお願いします。

ウ 課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合の課税標準の算定

年の途中で法人を設立又は解散した場合など、課税標準の算定期間（事業年度）が12ヶ月に満たない場合の課税標準の算定は、次の算式により計算し、課税標準の月割計算を行います。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とします。なお、事業年度が月の初日以外の日から開始する場合には、事業年度開始日から翌月の応当日の前日までを1月と計算しますので、例えば、4月15日が事業年度開始日であれば、翌月の5月14日までを第1の「月」とし、以降、同様に計算することになります。

〔例〕事業年度が4月15日から9月30日までの場合の月数➡5月+1月=6月

・4月15日～9月14日➡5月

・9月15日～9月30日➡1月（1月に満たない端数）

エ 課税標準の算定期間の中で事業所等を新設又は廃止した場合の月割計算

課税標準の算定期間（事業年度）の途中で、事業所等を新設又は廃止した場合は、次の算式により計算し、課税標準の月割計算を行います。（※同一家屋内で別のフロアを借り増し等した場合は、後述の力の増床等の取扱いとなります。）

月割計算における月数とは、事業所等を新設したものにあつては、新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数をいい、事業所等を廃止したものにあつては、算定期間の開始する日の属する月から廃止の日の属する月までの月数をいいます。なお、事業所等の新設の日・廃止の日とは、営業開始日（オープンの日）・終了日ではなく、当該業務の準備期間等（什器や備品等の搬入や機械装置設置した日以降）を含み、原則として物件の取得日又は賃貸借期間の開始日・終了日となります。

ただし、算定期間の開始日に新設された事業所等は、中途新設とはなりません。

なお、免税点の判定を行う場合は、事業所床面積の月割計算は行わず、算定期間の末日現在の現況により判定します。（免税点の判定については、後述の「5 免税点」（P11）を参照してください。）

①課税標準の算定期間の中で新設された事業所等（③の場合を除く。）

A社（年1回3月31日決算）が、算定期間中途の10月20日に平城支店（1,200㎡）を新設した場合

➡新設した事業所等は月割で計算しますので、平城支店分の課税標準となる事業所床面積は、次の算式により計算します。

$$\boxed{\text{平城支店の課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積}} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間末日の属する月までの月数} \llbracket 5月 \rrbracket}{\text{算定期間の月数} \llbracket 12月 \rrbracket} = \underline{\underline{500 \text{ m}^2}}$$

②課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（③の場合を除く。）

B社（年1回9月30日決算）が、算定期間中途の4月20日に伏見支店（1,200㎡）を廃止した場合

➡廃止した事業所等は月割で計算しますので、伏見支店分の課税標準となる事業所床面積は、次の算式により計算します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{伏見支店の廃止の日現在の} \\ \text{事業所床面積} \\ \underline{\underline{〔1,200 \text{ m}^2〕}} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{算定期間の開始の日の属する月から廃止の日} \\ \text{の属する月までの月数} \underline{\underline{〔7月〕}} \end{array}}{\text{算定期間の月数} \underline{\underline{〔12月〕}}} = \underline{\underline{700 \text{ m}^2}}$$

③課税標準の算定期間の中で新設され、途中で廃止された事業所等

C社（年1回12月31日決算）が、算定期間中途の2月5日に大仏支店（1,200 m²）を新設し、11月15日に廃止した場合

➡廃止した事業所等は月割で計算しますので、大仏支店分の課税標準となる事業所床面積は、次の算式により計算します。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{大仏支店の廃止の日現在の} \\ \text{事業所床面積} \\ \underline{\underline{〔1,200 \text{ m}^2〕}} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日} \\ \text{の属する月までの月数} \underline{\underline{〔9月〕}} \end{array}}{\text{算定期間の月数} \underline{\underline{〔12月〕}}} = \underline{\underline{900 \text{ m}^2}}$$

オ 同一事業所等の床面積に変更があった場合

課税標準の算定期間の中に、貸しビル等の借り増し又は一部解除を行った場合や、同一事業所等の床面積に変更があった場合は、月割計算は行わず、課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積で課税標準を算定します。

【設例】

①D社（年1回3月31日決算）は、貸しビルに入居している新大宮支店（1,200 m²）について、事業年度中途の10月20日から借り増しし、1,500 m²となりました。この借り増しを行った期の事業所税申告書での新大宮支店の取扱いは、課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積である1,500 m²を申告することになります。

②E社（年1回12月31日決算）は、貸しビルに入居している富雄支店（1,800 m²）について、事業年度中途の8月1日に一部の契約を解除し、1,300 m²となりました。この一部の契約を解除した期の事業所税申告書での富雄支店の取扱いは、課税標準の算定期間末日現在の事業所床面積である1,300 m²を申告することになります。

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、奈良市内の事業所等において、課税標準の算定期間中に従業者に支払われた従業者給与総額となります。従業員給与総額には、未払金・未払費用として経理された給与等の額も含まれます（いわゆる「発生主義」です。）。

ア 従業者給与総額

従業者（役員を含みます。）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいいます。原則として、所得税法上の給与所得となる給与額となります。また、「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、現物給与等をいいます。

なお、退職給与金、年金、恩給及び所得税法上非課税とされる一定金額以下の通勤

手当等は含まれません。また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法上の事業所得に該当するものも含まれません。

従業者が、雇用改善助成対象者である場合には、当該従業者に対する支払給与の2分の1に相当する額を除いて算定します。

※雇用改善助成対象者とは、年齢が55歳以上65歳未満の従業者のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成の対象となっている者で、特定求職者雇用開発助成金等の支給、作業環境に適応させるための訓練を受けた者等をいいます。

イ 従業者等について

障がい者、年齢65歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、これらの者に対する給与計算の基礎となる期間の末日の現況によります。障がい者及び年齢65歳以上の者については、従業者から除かれます。したがって、毎月末日が給与等の計算期間の末日である場合で、翌月支給であっても、月末時点で年齢65歳に達していない者に支払う給与等であるときは、従業者給与総額に含めないことになります。

障がい者については、所得税又は住民税において障害者控除の対象となる者をいいます。

【従業者の範囲等一覧表】

従業者の区分		免税点の判定	課税標準	備考
障がい者及び65歳以上の者（役員は除く。）		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	申告書に該当する者の人数及び金額を記載してください。
雇用改善助成対象者		従業者に含めない	給与等の額の1/2を従業者給与総額から控除する	
役員	無給の役員	従業者に含めない	—	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
	役員・使用人兼務役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
	障がい者及び65歳以上の者	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
日々雇用等の臨時の従業員		従業者に含める	従業者給与総額に含める	
パートタイマー※		従業者に含めない	従業者給与総額に含める	※労働時間が正規従業者の3/4未満の者に限ります。
休職中の従業員		算定期間中に一度でも給与が支払われている場合は、従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与は従業者給与総額に含める	
保険の外交員		所得税法上の給与が支払われている場合は、従業者に含める	所得税法上の給与は従業者給与総額に含める	
出向	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先が出向元に対して給与相当分を支払う場合※	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める	※法人税法上給与等当分を給与として取り扱われている場合に限ります。
	双方で給与を負担しあう場合	主たる給与を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社が支払う給与を当該会社の従業者給与総額に含める	
課税区域外の建築現場事務所等へ派遣されている社員		従業者に含めない※	従業者給与総額に含めない※	※出張の場合は含めます。

外国又は課税区域外への長期出張又は派遣※	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	※「長期」とは、算定期間を超える期間をいいます。
派遣法に基づく派遣社員※	派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	※課税区域外へ派遣されている派遣社員は除きます。
常時船舶の乗務員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	

4 税率

- (1) 資産割……事業所床面積 1 m²につき 6 0 0 円
- (2) 従業者割……従業者給与総額の 100 分の 0.25

5 免税点

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況に基づき、資産割と従業者割それぞれ別に行います。免税点を超えたどちらか一方だけが課税される場合があります。

免税点を超えると、超えた部分だけではなく、事業所床面積・従業者給与総額の全てが課税の対象となります。

- (1) 資産割……奈良市内の各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下である場合には課税になりません。

※免税点の判定にあたっては、非課税施設等（後述の「6 非課税措置」(P12)を参照してください。）に係る床面積は含みません。

※休止施設については、課税標準の床面積から除きますが、免税点の判定には当該部分も含めて判定します。休止施設とは、課税標準の算定期間の末日以前 6 ヶ月以上継続して事業を休止していると認められる施設で、当該休止施設が明確に区分されており、いわゆる遊休施設（事業に供するための維持補修等が行われ、いつでも事業を開始できる状態にある施設）ではないものをいいます。

- (2) 従業者割……奈良市内の合計従業者数が 1 0 0 人以下である場合には課税になりません。

※免税点の判定にあたっては、障がい者や年齢 6 5 歳以上の者等や非課税施設等に勤務する方は含みません。

※課税標準の算定期間を通じて従業者数に著しい変動があった事業所等（各月末における従業者数のうち最大時における数値が最小時の数値の 2 倍を超えることとなるもの）については、課税標準の算定期間中における各月末の従業者数の平均値をもって、課税標準の算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

- (3) 免税点以下申告

免税点以下であっても、奈良市内の各事業所等の事業所床面積の合計が 800 m²を超える場合や、奈良市内の合計従業者数が 8 0 人を超える場合には、事業所税の納税義務はありませんが、事業所税の申告が必要となります。（後述の「第 2 事業所税の申告と納付について」(P17)を参照してください。）

- (4) 課税標準の特例の適用がある床面積又は従業者数の取扱い

課税標準の特例（後述の「7 課税標準の特例措置」(P13)を参照してください。）の適用のある床面積又は従業者数は、免税点の判定に含みます。

(5) 共同事業の場合

各共同事業者の免税点の判定は、当該共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数に損益分配の割合（当該割合が定められていない場合は、その者の出資の額に応ずる割合）を乗じて得た床面積又は従業者数となります。

6 非課税措置

事業所税の課税の趣旨、目的等を勘案し、事業所税を課すべきでないと考えられるものについて、非課税措置が講じられています。事業を行う者の人格に着目して非課税とする「人的非課税」と、施設の用途に着目して非課税とする「用途非課税」とがあります。

(1) 人的非課税

ア 国、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人

イ 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等（収益事業以外の事業に限ります。）

※同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合で、事業所等の事業所床面積又は従業者給与総額を算定する際に、非課税規定の適用を受けるものと受けないものを区分することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。

※非課税措置の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額を算定については、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等を按分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

(2) 用途非課税

用途により非課税となるものを、別表1「用途非課税対象施設一覧表」に掲げていますので、参照してください。なお、「用途非課税」については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は非課税対象となりません。

ア 非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

イ 新たに適用を受けようとする場合や適用内容に変更がある場合

非課税の適用を受ける施設の床面積を算定した建物図面等、根拠となる資料を提出してください。

【主な非課税対象施設】

●勤労者の福利厚生施設

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供するための福利厚生施設及びこれらの者等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設が対象と

なります。

福利厚生施設とは、具体的には、体育館、保養所、理髪室、医務室、更衣室、休憩室、娯楽室、食堂、売店、喫茶室、喫煙室等であって、業務に使用されておらず、専ら勤労者の利用に供されるものをいいます。

ただし、タクシー乗務員の仮眠所、制服着用者の更衣室、工場の浴室、研修施設等、業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設には該当しません。

福利厚生施設に該当するには、壁又はこれと同等の機能を有する固定物によって仕切られているなど一定の場所に固定された施設であることが必要です。容易に移動可能なロッカーなどで区切られているスペースは福利厚生施設に該当しません。

●路外駐車場

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるものをいいます。

なお、一般公共の用に供される駐車場とは、その利用について一般に公開され、不特定多数の自由な利用に供されるものをいい、一般的な営業形態としては、時間単位で駐車料金を設定しているいわゆる時間貸しがこれにあたります。

非課税となるのは、このうち、都市計画において定められた路外駐車場、駐車場法の規定により届出がされた路外駐車場及び不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（おおむね200メートル）以内に設置される路外駐車場です。

また、非課税対象床面積には、駐車用のみに供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及び機械式駐車場のターンテーブル等も含まれます。

7 課税標準の特例措置

(1) 課税標準の特例措置の範囲

事業所税には、非課税措置と同様に、人間的課税標準の特例と、用途による課税標準の特例があります。

具体的には、別表2「課税標準の特例対象施設一覧表」に掲げていますので、参照してください。一覧表に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれの各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

なお、課税標準の特例措置については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は対象となりません。

(2) 課税標準の特例措置の適用

ア 課税標準の特例措置の判定

課税標準の特例措置の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により課税標準の特例措置の判定を行います。

イ 課税標準の特例措置の適用を受ける事業とその他の事業を併せ行う場合

課税標準の特例措置の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者

給与総額を算定については、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等を按分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

ウ 課税標準の特例措置が重複して適用される場合

課税標準の特例措置について、別表2に掲げる対象施設のうちで2以上の規定に重複して該当する場合は、まず、地方税法第701条の41第1項（別表2第1号から第14号まで）の規定を適用した後に、同条第2項（別表2第15号）の規定を適用します。

(3) 非課税適用施設とその他の施設に係る共用部分の取扱い

同一の事業所用家屋内において、非課税施設と課税施設が混在し、これらの施設が廊下、階段などを共用している場合の非課税となる事業所床面積は、当該非課税施設に係る床面積のみであり、廊下、階段などの共用部分は全て課税対象となります。

8 減免

(1) 減免の範囲

本市では、事業所税について、奈良市減免規則第8条の規定に基づき、減免措置を講じています。

具体的には、別表3「減免対象施設一覧表」に掲げていますので、参照してください。一覧表に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれの各号の減免割合及び税率を乗じて得た税額が減免されます。

なお、減免については、これらに掲げる用途以外の用途に供される場合は対象となりません。

(2) 減免の適用

ア 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止の直前に行われていた事業により減免の判定を行います。

イ 減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額

事業所ごとに、減免適用割合を乗じて減免対象となる事業所床面積及び従業者給与総額を算出します。

なお、算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合は、上記で算出した減免事業所床面積を、月割計算します。

ウ 減免規定の適用を受ける事業とその他の事業を併せ行う場合

減免規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額を算定については、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等を按分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

(3) 減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」

を提出する必要があります。この場合、減免を受けようとする事由を証する書類などを添付してください。なお、減免の申請は、課税標準の算定期間ごとに、毎回、提出する必要があります。

9 みなし共同事業

親族その他の特殊の関係にある個人又は同族会社などの特殊関係者を有している者が、その特殊関係者の事業と同一家屋内で行う場合、その特殊関係者の行う事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなして、連帯納税義務が課されます。

みなし共同事業に係る特殊関係者を有する者であるかどうか及び当該特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

(1) みなし共同事業の適用

ア 特殊関係者の範囲

判定対象者（特殊関係者を有するかどうかの判定をすべき者）にとって特殊関係者とは、具体的には、次の者をいいます。

- ① 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族（六親等内の血族及び三親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している個人
- ③ ①、②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①、②に掲げる者を除く。）及びその者と①～③のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合に、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①～④のいずれかに該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

※「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいい、株主等（自己を除く。）が3人以下で、法人税法施行令第4条第1項及び第2項に定める特殊関係者が有する株式の数又は出資金額がその会社の発行済株式の総数又は出資金の総額（自己所有分を除く。）の、あるいは同条第3項第2号に定める議決権がその総数（行使できない株主の所有分を除く。）の、いずれかが50%を超える会社をいいます。

イ 同一家屋

「同一家屋」とは、原則として同一棟内をいい、同一敷地内であっても、構造上別棟の建物で事業を行う場合は、みなし共同事業には該当しません。

(2) 免税点の判定

特殊関係者を有する者の免税点の判定は、共同事業とみなされた事業の全てを自己が行うものとして、当該事業に係る事業所床面積又は従業者数と自己の事業に係る他の事

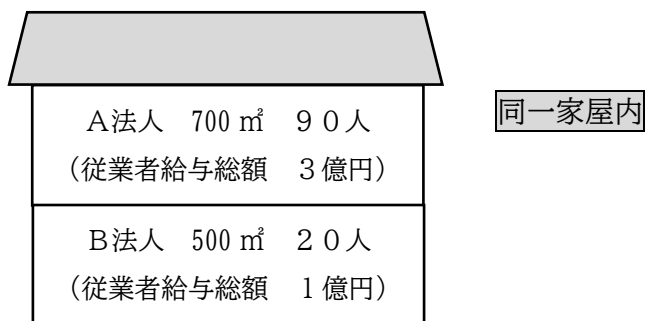
業所床面積又は従業者数とを合算して行います。

(3) 課税標準の判定

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する方及び特殊関係者の課税標準を算定するに当たっては、それぞれ方の事業所等の床面積又は従業者給与総額だけが課税標準の対象となります。

〔みなし共同事業に該当する場合の免税点判定及び課税標準〕

【例１】同一家屋にのみ事業所がある場合（他に事業所がない場合）



① B法人の事業が、A法人の「みなし共同事業」に該当する場合

(A法人…「特殊関係を有する者」、B法人…「特殊関係者」)

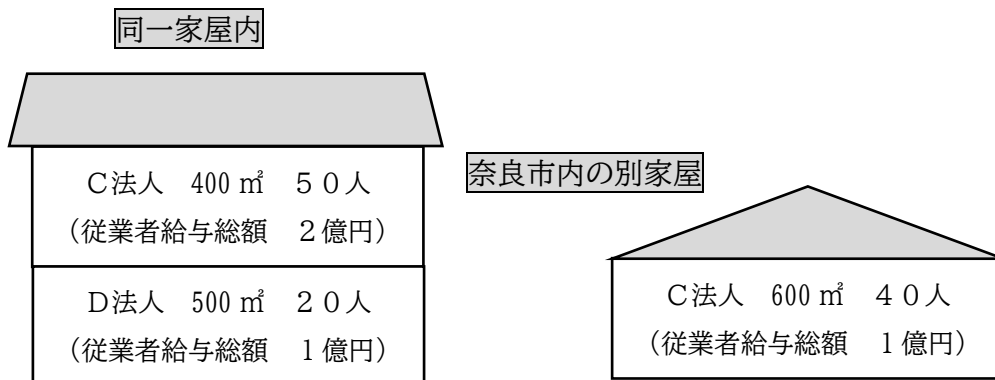
判定対象者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	資産割	$700 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,200 \text{ m}^2$	700 m ²
	従業者割	$90 \text{ 人} + (20 \text{ 人}) = 110 \text{ 人}$	3億円
B法人	資産割	500 m ² (1,000 m ² を超えない)	—
	従業者割	20人 (100人を超えない)	—

② A法人、B法人の事業が、相互に「みなし共同事業」に該当する場合

(A法人、B法人…相互に「特殊関係を有する者」「特殊関係者」)

判定対象者	区分	免税点の判定	課税標準
A法人	資産割	$700 \text{ m}^2 + (500 \text{ m}^2) = 1,200 \text{ m}^2$	700 m ²
	従業者割	$90 \text{ 人} + (20 \text{ 人}) = 110 \text{ 人}$	3億円
B法人	資産割	$500 \text{ m}^2 + (700 \text{ m}^2) = 1,200 \text{ m}^2$	500 m ²
	従業者割	$20 \text{ 人} + (90 \text{ 人}) = 110 \text{ 人}$	1億円

【例２】同一家屋以外に事業所がある場合



○C法人、D法人の事業が、相互に「みなし共同事業」に該当する場合
(C法人、D法人…相互に「特殊関係を有する者」「特殊関係者」)

判定対象者	区分	免税点の判定	課税標準
C法人	資産割	$400\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 + (500\text{ m}^2) = 1,500\text{ m}^2$	1,000 m ²
	従業者割	$50\text{人} + 40\text{人} + (20\text{人}) = 110\text{人}$	3億円
D法人	資産割	$500\text{ m}^2 + (400\text{ m}^2) = 900\text{ m}^2$ (1,000 m ² を超えない)	—
	従業者割	$20\text{人} + (50\text{人}) = 70\text{人}$ (100人を超えない)	—

第2 事業所税の申告と納付について

1 申告と納付

事業所税の申告には、事業所税の申告、免税点以下申告、事業所等新設・廃止申告及び事業所用家屋貸付状況等申告があります。

奈良市では、事業所税の申告、免税点以下申告、事業所等新設・廃止申告及び事業所用家屋貸付状況等申告について、地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用し、インターネットによる受付を行っています。新たに事業所税の電子申告を行う場合は、事前に利用の届出や対応ソフトウェアのダウンロード等が必要です。手続の詳細については、eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)を参照してください。

なお、操作方法等のお問合せは、エルタックス・ヘルプデスク(TEL:0570-081459)までお願いします。受付は、土日祝日・年末年始を除く、午前9時から午後5時までです。

また、eLTAXを利用して事業所税の申告書を提出した場合に限り、電子納税を行うことができます。

(1) 事業所税の申告納付

事業所税の申告納付は、納税者自らが課税標準や税額を申告するとともに、その申告した税金を納付することをいいます。申告納付の期限は、次のとおりです。

ア 法人…事業年度終了の日から2ヶ月以内

イ 個人…翌年の3月15日まで

・年の中途において事業を廃止した場合…当該事業の廃止の日から1ヶ月以内

・当該事業の廃止が納税義務者の死亡による場合…その死亡の日から4ヶ月以内

(2) 免税点以下申告

事業所税額がない方でも、次のような場合は、事業年度終了の日から2ヶ月以内(個人については翌年3月15日まで)に事業所税の申告をしてください。

ア 前事業年度又は前年において、事業所税の納税義務を有していた場合

イ 奈良市内に所在する事業所等の事業所用床面積の合計が800 m²を超える場合又は従業者数の合計が80人を超えている場合

(3) 事業所等新設・廃止申告

奈良市内で事業所等を新設又は廃止した場合(奈良市内に他の事業所等を新設した場

合又は奈良市内に所在する事業所等の一部を廃止した場合も含み、次のような場合）には、その日から３０日以内に「事業所等の新設・廃止届」を提出してください。

ア 事業所床面積が 800 ㎡を超える事業所等を新設した場合又は新設後の奈良市内に所在する事業所等の事業所用床面積の合計が 800 ㎡を超える場合

イ 従業者数が 80 人を超える事業所等を新設した場合又は新設後の奈良市内に所在する事業所等の従業者数の合計が 80 人を超える場合

ウ 奈良市内に所在する事業所等を廃止し、廃止前の奈良市内に所在する事業所等の事業所用床面積の合計が 800 ㎡を超える場合

エ 奈良市内に所在する事業所等を廃止し、事業所税の納税義務はないが、事業所税の免点以下申告をされていた場合

(4) 事業所用家屋貸付状況等申告

事業所用家屋を他者に貸し付けている場合には、当該家屋の所有者が「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」を提出することになっています。当該申告内容に変更があった場合も提出する必要があります。申告期限は、当該貸付けを行った日から３０日以内となります。

2 事業所税の修正申告及び更正請求等について

(1) 修正申告及び更正請求

既に確定した課税標準額等又は税額等に過少があったため、不足額が生じることとなる場合は、修正申告書を提出するとともに、修正申告により増加した税額を納付してください。

また、申告書又は修正申告書に記載した課税標準額等又は税額等の計算が法令の規定に則していなかったこと、又は計算誤り等があったことにより、税額が過大である場合は、法定納期限から５年以内に限り更正の請求ができます。

(2) 延滞金

納期限内に事業所税を納付されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の割合を乗じた額の延滞金が課されます。

ア 令和３年１月１日以降の割合

- ・納期限の翌日から１ヶ月を経過する日まで…延滞金特例基準割合に年１％を加算した割合（加算した割合が 7.3％を超える場合は年 7.3％）
- ・納期限の翌日から１ヶ月を経過する日の翌日以後…延滞金特例基準割合に年 7.3％を加算した割合

イ 平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの割合

- ・納期限の翌日から１ヶ月を経過する日まで…特例基準割合に年１％を加算した割合（加算した割合が 7.3％を超える場合は年 7.3％）
- ・納期限の翌日から１ヶ月を経過する日の翌日以後…特例基準割合に年 7.3％を加算した割合

ウ 平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの割合

- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで…特例基準割合
- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日の翌日以後…年14.6%の割合

エ 平成11年12月31日までの割合

- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで…年7.3%の割合
- ・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日の翌日以後…年14.6%の割合

※延滞金特例基準割合（特例基準割合）について

○令和3年1月1日以降の延滞金特例基準割合（特例基準割合から名称変更）

当該年の平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合

○平成26年1月1日から令和2年12月31日までの特例基準割合

各年の前々年の10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定金利の平均の割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合

○平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合

各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合

(3) 加算金

過小な申告をしたり、申告をしなかったときなどは、調査により税額の更正や決定を行います。この場合は、税金や延滞金のほかに次のような加算金が課されます。

ア 過少申告加算金

提出期限内に申告書を提出した場合で、その後に当該申告税額が過少であるための修正申告を行ったとき、又は市長が税額を更正したときは、当該修正申告等により増加した税額の10%相当額の過少申告加算金が課されます。

また、当該修正申告等により増加した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、その超えた部分に更に5パーセントの加算金が課されます。

イ 不申告加算金

提出期限内に申告書を提出していない場合や、市長が税額を決定又は更正した場合においては当該申告書等に基づき納付すべき税額の15%相当額の不申告加算金が課されます。また、当該納付すべき税額が50万円を超える場合には、50万円を超える部分に対する不申告加算金の割合は、20%となります。

ただし、申告期限後における申告書の提出が、市長による税額の決定又は更正があったことを予知してされたものでないときは上記に関わらず、不申告加算金の割合は5%となります。

ウ 重加算金

過少申告加算金又は不申告加算金が課される場合で、それが課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽したこと又は仮装したことによるものであるときは、過少申告加算金に代えて35%の重加算金が課され、不申告加算金に代えて40%の重加算金が課されます。

3 端数の取扱いについて

- (1) 事業所床面積……1 m²の100分の1未満を切捨て
- (2) 課税標準となる従業者給与総額……1,000円未満を切捨て
- (3) 税額……資産割（1円未満切捨て）と従業者割（1円未満切捨て）の合計額（事業所税額）について、100円未満を切捨て

【別表1】用途非課税対象施設一覧表

番号	対 象	要 件 等 （ 概 略 ）	適用の有無		根拠条項
			資産割	従業者割	地方税法 第 701 条の 34
1	教育文化施設	博物館、図書館又は幼稚園	○	○	③(3)
2	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	③(4)
3	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	③(5)
4	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	③(6)
5	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	③(7)
6	一般廃棄物処理施設	市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	③(8)
7	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	③(9)
8	保護施設	生活保護法に規定する保護施設	○	○	③(10)
9	小規模保育事業の用に供する施設	児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	③(10 の 2)
10	児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設	○	○	③(10 の 3)
11	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	○	○	③(10 の 4)
12	老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設	○	○	③(10 の 5)
13	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設	○	○	③(10 の 6)
14	社会福祉事業用施設	上記 8～13 に掲げる施設のほか、社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○	③(10 の 7)
15	包括的支援事業用施設	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	③(10 の 8)
16	家庭的保育事業等	児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	③(10 の 9)
17	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設	○	○	③(11)
18	農業協同組合等協同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	③(12)
19	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等又は指定場外保管場所	○	○	③(14)
20	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般配電事業、送電事業又は発電事業の用に供する施設	○	○	③(16)

番号	対 象	要 件 等 (概 略)	適用の有無		根拠条項
			資産割	従業者割	地方税法 第 701 条の 34
21	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	③(17)
22	中小企業の集積の活性化事業等用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	③(18)
23	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法に規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	③(19)
24	鉄道事業用施設	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	③(20)
25	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車・一般貨物自動車運送事業又は一定の貨物利用運送事業を営む事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	③(21)
26	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	③(22)
27	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの	○	○	③(23)
28	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む事業者のうち、指定された事業者の事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	③(24)
29	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	③(25)
30	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が行う郵便業務及び印紙売りさばき業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	③(25 の 2)
31	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	③(26)
32	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される駐車施設で、都市計画において定められた都市計画駐車場等	○	○	③(27)
33	駐輪場	都市計画において定められた自転車等駐車場	○	○	③(28)
34	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改築、高速道路について行う維持、修繕、災害復旧その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	③(29)
35	消防用設備等・防災設備等※	特定防火対象物(附表 1)に設置される消防用設備及び防災施設等(附表 2)	○	—	④

※非課税の対象となるのは、百貨店、旅館その他の消防法第 17 条第 1 項に規定する防火対象物で多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第 56 条の 4 第 1 項で定める防火対象物(特定防火対象物)に設置される消防用設備及び防災施設等で一定のものに限られます。したがって、当該部分に係る床面積について、一定割合が非課税となります。特定防火対象物の範囲は附表 1 に、消防用設備等及び防災施設等の範囲は附表 2 のとおりです。

附表 1 【特定防火対象物の範囲】

消防法施行令別表第 1 の防火対象物のうち、非課税の適用を受けられるもの	
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他その他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(六)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（(六)ロ以外のもの）、老人福祉センター、有料老人ホーム（(六)ロ以外のもの）、保育所等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(十六)	複合用途防火対象物のうち、その一部が (一) から (四) まで、(五) イ、(六) 又は (九) イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（(十六の二)に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(一) から (四) まで、(五) イ、(六) 又は (九) イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

附表 2 【消防用設備等及び防災施設等の範囲】

◎消防用設備等

非課税対象床面積		非課税割合
1	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等に係る水槽の設置部分、ポンプ室、パイプスペースの部分及びこれらの設備の非常電源に係る発電室、蓄電室、変電室、電気配線シャフトの部分	全部
2	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	全部
3	消火薬剤の貯蔵庫又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等	全部
4	動力消防ポンプの設備の格納庫	全部
5	消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱及び連結送水管の放水用器具の格納箱の設置部分	全部
6	消火器及び簡易消火用具の設置部分	全部
7	避難器具の設置部分	全部
8	排煙設備のダクトスペース及び排煙機の設置部分	全部

◎防災施設等

非課税対象床面積		非課税割合
1	階段（建築基準法第35条等に規定するもの） ○特別避難階段の階段室及び附室 ○避難階段の階段室	全部
	○避難階又は地上へ通ずる直通階段（特別避難階段及び避難階段を除く。）の階段室（傾斜路を含む。）	1/2
2	廊下（建築基準法第35条等に規定するもの）	1/2
3	避難階における屋外への出入口の部分（建築基準法第35条等に規定するもの）	1/2
4	非常用出入口のバルコニーの部分（建築基準法第35条等に規定するもの）	全部
5	中央管理室（建築基準法施行令第20条の2第2号に規定するもの）（消防用設備等の操作機器の設置部分を除く。）	1/2
6	昇降機等 ○非常用エレベーター（建築基準法第34条等に規定するもの）の昇降路及び乗降ロビーの部分	全部
	○上記以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る。） ○吹抜部分等（防火区画されているものに限る。）	1/2
7	奈良市火災予防条例の規定に基づき設置する避難通路（主要避難通路及び補助避難通路） ○スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	全部
	○上記以外の避難通路	1/2
8	奈良市火災予防条例の規定に基づき設置する喫煙所	1/2
9	行政命令に基づき設置する避難階段の附室等	1/2

※天井、壁等に取り付けられる設備等は、占有する床面積がないため非課税床面積もないこととなります。

【別表2】課税標準の特例対象施設一覧表

番号	対 象	要 件 等 （ 概 略 ）	控除割合		根拠条項
			資産割	従業者割	地方税法 第 701 条の 41
1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	①(1)
2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校・各種学校において直接教育の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	①(2)
3	公害防止施設等	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効な利用のための施設	3 / 4	－	①(3)
4	産業廃棄物収集運搬事業用施設等	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業又は廃油処理事業の用に供する施設で事務所以外の施設	3 / 4	1 / 2	①(4)
5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3 / 4	－	①(5)
6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設	3 / 4	－	①(6)
7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3 / 4	－	①(7)
8	木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は製材業者等がその事業の用に供する木材保管施設	3 / 4	－	①(8)
9	旅館・ホテル営業用施設	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で、客室、食堂、広間その他宿泊に係る施設	1 / 2	－	①(9)
10	倉庫業者の倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3 / 4	－	①(14)
11	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1 / 2	1 / 2	①(15)
12	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等	1 / 2	1 / 2	①(17)
13	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3 / 4	1 / 2	①(18)
14	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	1 / 2	1 / 2	①(19)
15	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの	1 / 2	－	②
16	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設	1 / 4	－	地方税法附則 第 33 条⑤
17	特定事業所内保育施設	平成 29 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設	3 / 4	3 / 4	地方税法附則 第 33 条⑥

【別表3】減免対象施設一覧表

番号	対 象	要 件 等 （ 概 略 ）	減免割合		根拠条項
			資産割	従業者割	奈良市減免規則
1	指定自動車教習所	道路交通法に規定する指定自動車教習所	1 / 2	1 / 2	第8条(1)
2	修学旅行用バス施設	道路運送法に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設（当該事業者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合における当該施設に限る。）	一定割合	一定割合	第8条(2)
3	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法に規定する酒類の販売業（卸売業に限る。）を行う者が当該事業に供する酒類を保管するための倉庫	1 / 2	－	第8条(3)
4	タクシー事業用施設	市内に有するタクシーの台数が250台以下であるタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	全部	全部	第8条(4)
5	農林中央金庫又は商工組合中央金庫	農林中央金庫又は商工組合中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	第8条(5)
6	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林業者の共同利用に供する施設（生産の用に供する施設等並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。）	全部	全部	第8条(6)
7	ビルの室内清掃等事業用施設	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	第8条(7)
8	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が当該家具に係る製品又は商品の保管のために要する施設	1 / 2	－	第8条(8)
9	倉庫業者の倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、当該倉庫業者が市内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が30,000平方メートル未満のもの	全部	全部	第8条(9)
10	漬物の製造業用施設	野菜又は果実（梅に限る。）の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3 / 4	－	第8条(10)
11	製綿業の保管施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物及び綿の製造の事業を行う者並びに機械染色整理の事業を行う中小企業者に該当するものが、当該事業に係る原材料又は製品の保管の用に供する施設	1 / 2	－	第8条(11)
13	粘土かわら製造業用施設	粘土かわらの製造の事業を行う者が直接当該事業の用に供する施設のうち、原材料置場、乾燥場（成形場及び施ゆう場を含む。）及び製品倉庫	1 / 2	1 / 2	第8条(12)
14	屋外プール等施設	屋外に設置する水泳プール等季節的な事業に係る施設及びこれに付随する施設	10/12	－	第8条(13)
15	その他市長が認める施設	事業所税を減免する他の施設との均衡を考慮して市長が特に事業所税の減免を必要と認める施設	市長が認めた額		第8条(14)